



賃上げ財源はあります!

労働組合でいかに根拠をもって交渉できるかが重要な春闘!!

2026年診療報酬改定率は3.2%と2024年診療報酬改定率(0.88%)を大きく上回る引上げになっているほか、その内の1.7%は私たちケア労働者の賃上げ分として充てられており、2年間で定期昇給を除き3.2%分(20万円の手取りの場合6400円増)のベースアップ実現を支援するための措置が行われています。

これまでにない大きなチャンスを迎えた26春闘ですが、道医労連加盟組織および全国的にも多くが組合で、赤字経営を理由にベースアップではなく手当支給でお茶を濁されている状況にあります。根拠があるのに、このまま黙ったままでいいのでしょうか?労働組合だからこそ要求できます!今後の交渉を続け粘り強く賃上げを目指しましょう!

【根拠を用いて、賃上げ交渉を行っている組織について】

道医労連からのオルグ支援のもと、道南勤医労では粘り強く基本給引上げに向けた交渉を続けています。

当初、単組執行部では「赤字経営が続いている中で、賃上げに向けた交渉を本当に行っているのか・・・」といった迷いがありました。

そんな中、診療報酬改定で賃上げができる根拠が分かる資料(別紙資料)を用いながら、伝え一時金引上げのみならず基本給引上げに向けた交渉を行おうと意思統一ができました。一方法人は手当支給の姿勢を変えておらず、今後3次回答を求めていくところです。



書記次長三浦が考える!

今回の診療報酬改定



が大事!

① 今回の診療報酬改定は「継続的な賃上げ」を前提とした制度設計がされている!

入院部門では、物価高騰を踏まえ「継続的な賃上げに係る評価を行う必要性」が明記され、基本報酬である入院基本料自体が引き上げられています。また外来においても、継続して賃上げに取り組む医療機関を評価する加算が新設されています。

